

# 第1回農業資材審議会種苗分科会 議 事 録

農林水産省生産局

第1回農業資材審議会種苗分科会

日時:平成13年3月21日(水)

10:30~11:40

場所:蔵前工業会館 701 会議室

## 議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 種苗分科会の説明
4. 分科会長互選
5. 議 事
  - (1) 分科会長代理指名
  - (2) 農業資材審議会議事規則について
  - (3) 登録品種権利関係マニュアルについて
  - (4) その他
6. 閉 会

## 開 会

○種苗課長 それでは、定刻より少し早うございますけれども、皆様、委員の先生方お揃いでございますので、これから農業資材審議会種苗分科会を開会させていただきます。

種苗課長の宮永でございます。本日は、ご多忙のところ、また足の不便なところお越しいただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、私の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今日の会議はおおむね 12 時ごろまでとっておりますが、少し早くスタートいたしますので、できますれば 11 時半ぐらいにでも、いろいろご都合のある委員の先生方おられますので、11 時半ごろを目途にして進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 委員紹介

それでは、先ほど農業資材審議会が開催されまして、本日ご参集いただきました委員の皆様方におかれましては、先ほど審議会の改組に伴いまして、新たに農業資材審議会第 5 条第 2 項に基づき任命されました。具体的には、つい先ほど終了いたしました第 1 回の農業資材審議会におきまして、正副会長より種苗分科会に属すべき委員、及び臨時委員として指名されまして、手続はすべて無事終了いたしております。

今日は、旧審議会の種苗部会懇談会の会合でお集まりいただいた方も数多くいらっしゃいますけれども、新たに委員に加わっていただきました先生方もおられますので、今日ご出席の委員の先生方、お名前を紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、委員の先生方でございますが、私のお隣の方から、順にいききたいと思います。

伊東正委員でございます。お隣が井上眞理委員でございます。お隣が渋谷達紀委員でございます。そして、島田多喜子委員でございます。中村祐三委員でございます。吉田雅夫委員でございます。渡邊穎悦委員でございます。

続きまして、今回、臨時委員という形になってございますけれども、先生方、ご紹介させていただきます。

有賀祐勝委員でございます。安藤淳夫委員でございます。大政正武委員でございます。小竹寿子委員でございます。長島時子委員でございます。畠山好雄委員でございます。俣野敏子委員でございます。松原幸子委員でございます。

今日は、以上、15 名の委員の先生方にご出席いただいておりますが、名簿をご覧いただきましてお分かりになりますように、井上委員、梶浦委員、田島委員、中川原委員、中村委員の各臨時委員の先生方にはご都合つきませんで、ご欠席ということになってございます。

## 種苗分科会の説明

それでは、あらかじめお手元に資料が配付してございますので、資料のチェックを簡単にご利用いたしたいと思います。資料一覧に全部入ってございますけれども、

まず委員名簿、そして資料が1、2、3の3種類の資料がございまして、ちょっと草色の権利関係のマニュアルにつきましたの冊子がござい ます。もし、不足等ございましたら、事務局の方にお申し出いただきたいと思います。

なお、本日の審議会の種苗分科会の位置づけにつきました、簡単にご説明をさせていただきますたいと思います。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。

農業資材審議会で、第7条第1項に規定されております現在の出席状況でござい ますけれども、審議会の定足数は、過半数となっておりますが、現 在、委員 20 名のうち 15 名のご出席をいただいておりますので、まず審議会が成立しておりますことをご説明させていただきたいと思 います。

資料1でござい ますけれども、この資料につきました農業資材審議会、従来、種苗部会、農薬部会、飼料部会の3つの部会、60名の委員で構成されておりましたが、それに農業機械化審議会、別にごございましたけれども、委員 25 名でござい ました。これを統合いたしまして、新たに農業資材審議会として 委員 30 名という形で発足をいたしました。そして、それぞれ分科会がござい まして、農薬、飼料、農業機械化、種苗と4つの分科会に分かれてござい ます。その分科会のうち、種苗分科会につきましたは、委員が7名、そして臨時委員 13 名ということで 20 名の構成になってござい ます。一部、委員の先生方におかれ まして、少し入れかえというような形で新たに今回から臨時委員に加わっていただきました先生方がおられます。

先ほど申し上げましたように、本日最初の分科会でござい ますけれども、定数は満たしているということでござい ます。

#### 分科会長互選

それでは、今日は初めてでござい ますので、種苗分科会としての分科会長の選出をお願いしたいと存じます。選出の方法につきましたは、農業資材 審議会令第5条第3項の規定に基づき、委員の互選ということになってござい ます。どうぞよろしくお願 いたしたいと思 いますが、どなたかご提案いただければと思 いますが、いかがでござい ますでしょうか。

○委員 前からやっていたいでいる渋谷先生でいかがでしょう。

○種苗課長 ありがとうございます。

ただいま従来、部会長をお願いしておりました渋谷委員に分科会長をお願いしてはどうかとご提案ございましたが、いかがでござい ますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○種苗課長 ありがとうございます。

特段のご異議ないようでございますので、渋谷委員に種苗部会に引き続きまして、今度の種苗分科会におきましても分科会長をお願いいたしたいと思います。

それでは、これから分科会長の方に議事進行をお願いいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、渋谷先生、こちらの方をお願いいたします。

○分科会長 渋谷でございます。

ご指名にあずかりまして大変光栄に存じております。私、このような会議の進行役を務めるのは大変不得手なところでございますけれども、皆様方のお力添えによりまして会議の円滑な進行に努めてまいりたいと存じます。何とぞよろしくをお願いいたします。

#### 分科会長代理指名

それでは、これから私の方で議事を進行させていただくことにいたします。

まず始めに、農業資材審議会で第5条第5項の規定に基づきまして、分科会長の職務を代理する者をあらかじめ委員のうちから分科会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきたいと存じます。

分科会長代理につきましては、伊東委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会長 ありがとうございます。

○伊東委員 よろしくをお願いいたします。

#### 農業資材審議会議事規則について

○分科会長 それでは、続きまして農業資材審議会の第9条の規定に基づき、農業資材審議会議事規則が先ほど行われた審議会において制定されましたので、内容について事務局より説明をお願いいたします。

○種苗課長 それでは、お手元に資料2がいつているかと思いますが、先ほど細かくご説明申し上げませんでした。資料1の方に審議会全体の設置法ですとか関係の法令がございまして、これにつきましては、基本的に従来と大きくは変わってございませぬ。今回の審議会の規則につきましても、先ほど審議会の方で決定されたわけでございますので、委員の先生方は先ほどお聞きになられましたので、少しはしゅらさせていただきたいと思ひます。

審議会そのものにつきましても、基本的には新しい審議会についていろいろ定めてございませぬ。

それから、議事規則でございますが、資料2を開けていただきまして、特段細かいことは書いてございませんけれども、総則で審議会の運営については設置法で決められたもの、そして審議会でのほか、この規則の定めるところとなっております。

要点のみ申し上げますと、会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。これは通常ある文でございますが。会議につきましては全体を公開とする。私どもの前の種苗部会のおときから公開でございましたけれども、特に事情のある場合には非公開とすることができることになってございます。

それから、2ページ目の議事録でございますが、議事録につきましても一般の閲覧に供するものとし、特に事情がある場合については一部制限することもございます。

そして、新たにできました臨時委員という位置づけでございますけれども、会長の求めに応じて審議会に出席し、報告を行い、または意見を述べるものとするということでございます。

そのほか、意見の陳述につきましても、3ページでございますが、会長は適当と認められる者に対して出席を求めて、説明または意見の陳述を求めることができるというふうになってございます。

この規定につきまして、分科会及び部会、こちらは分科会でございますので、種苗分科会にも適用するということになってございます。

そして、先ほどちょっと議論ございましたけれども、分科会の議決をもって審議会の議決とみなすということでございますので、こちらの方でいろいろ決めていただければ、すべて審議会の議決となることになっております。

そして、4ページ、5ページ、別紙1と2となっておりますけれども、会議の一般公開についての考え方、それから議事録の公開についての考え方、お手元でございますので後でご覧いただければと思いますが、原則的に公開ということを取り扱いをさせていただきます。

以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等があればどうぞお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

### 登録品種権利関係マニュアルについて

それでは、次に議事の(3)に入らせていただきます。別途、緑色の冊子が配られて置いてありますけれども、登録品種権利関係マニュアルについて事務局から説明があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○種苗課長 去年に、この部会を開催いたしましたときに、現在の種苗をめぐる状況については細かくご説明させていただいておりますので、今日は 細かいご説明は割愛させていただきたいと思いますが、その後の動きといたしまして、お手元にお渡ししておりますような登録品種権利関係マニュアルというのをこのたび作成いたしましたので、今、農政局段階で説明に歩いておるところでございます。年度明けますと、今度は種苗協会の主催によりまして、一般の出願者の 皆さん方にご説明するということになっております。

このマニュアルにつきましては、改正種苗法でどういうふうにして育成者の権利を守るのか。法律にはございますけれども、具体的にどうすればいいのか、手続的なことがなかなかわかりにくいということもございましたので、細かくマニュアルという形で取りまとめて、皆さんのいざというときのご参考に していただければと思います。ふだんは、全部ご覧になってもなかなか大変だと思いますけれども、実際に自分がその場に立ったときにどうすればいいのか、そういうようなことをマニュアルの形でまとめてございます。

細かい説明につきましては、取りまとめに当たりました岡山法令担当専門官の方からご説明させていただきたいと思います。

○法令担当専門官 それでは、私、種苗課の法令専門官をやっております岡山からご説明いたします。

このマニュアルにつきましては、全部で5つ、5章立てになっておりまして、第1につきましては主に品種登録制度の概要でございまして、大体、品種登録の出願から登録までの手続についての概略が記載されております。

第2章につきましては、育成者権の効力としましてどういったものがあるのか、育成者権の効力が及ぶ品種の範囲についてはどうなのか。あと付加的に名称使用義務というものが種苗法には課せられておりますけれども、その名称使用義務についても触れられております。

第3章では、育成者権の効力の例外としまして、ここの4つに掲げられている事項について簡単にご説明しております。

主に、この権利関係マニュアルは、実は第4章と第5章がメインでございまして、第4につきましてはその育成者権を自分で利用するのはもとより、それを第三者に利用させるときに、どういったことに注意すべきなのかということ、あるいは利用料というものです。いわゆる平たく言いますとロイヤル ティーみたいなものでございますが、利用料についてどういった支払い方法があるのかということについて説明しております。

最後の4と書いてございますけれども、契約書の書式としてどういったものが考えられるのかということにつきまして、普通の通常の利用権というものと、独占的な利用権に服させるという専用利用権に分けて、契約書のモデル案を示しております。

最後の第5の権利侵害への対応と書いてございますが、近時、特に外国から入ってくる品種につきまして、権利侵害ではないかということを経験された方もいらっしゃると思います。それを踏まえまして、最初に権利侵害の方法について、法律的にはどういったものが規定されているかということ、まず民事的救済という項の中でご説明しております。

次に、実際、その権利侵害だということを見つけてから、法律的に、もし訴訟になる場合には訴訟まで含めてどういった対応をしていくのかといったことを、かなり具体的に記載されているのが2の権利侵害対応手続というところでございます。

最後に、仮保護期間中の対応と書いてございますが、新しい種苗法のもとで出願公表された後のその品種の利用につきましても、一定程度保護を受けることができるという仮保護という制度が設けられました。それにつきまして、その仮保護期間中に自分のあずかり知らないところで品種が利用された場合に、どういうふうに対応していったらいいのかということが最後に触れられております。

以上、雑駁ですが、私からのご説明といたしたいと思っております。

○分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

私から1つ、質問しますけれども、このマニュアル、どのような使い方をなさるのですか。

○法令担当専門官 主に、第1から第3の方は一般的にこれから品種登録を受けようと思っている人を対象に考えて記載されておると思います。その後、第4は品種登録を受けたときに、実際、自分で扱うのではなくて、ほかの人に利用させたいと思ったときにはどうしたらいいのかというのが第4の使い方ではないかなと思います。第5は、先ほどもご説明いたしましたが、自分の知らないところで権利侵害であるという情報を得た場合にどうしたらいいのかということ、この第5の記述を踏まえて参考にしていただければというふうに、使い分けをしていただければと思っております。

○分科会長 つまり、この冊子の配布先、あるいは配布方法というようなことはどうですか。

○法令担当専門官 その配布先につきましては、今現在のところ各農政局を通じまして、各県の方をまず念頭に置いて今ご説明させていただいているところでございますが、最終的には、STAFFの方から一般の方々に向けても、これを使っていただければなというふうに思っております。

○分科会長 ほかに何かご質問、ご意見等ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、マニュアルの説明をお受けしたということにいたします。

その他(フリートーク)



まだ大分時間が残っているようでございます。せっかくの機会でございますので、残りの時間を種苗をめぐる諸問題についてのフリートークの時間に充てたいと存じますので、ご自由にご議論をお願いいたしたいと思います。ご専門のお立場からでも、また種苗政策一般の観点からでも結構でございますので、どうかご自由に活発なご議論をお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

○委員 このマニュアルの第2章のところの4の(2)で従属品種があるわけですが、これについてどのような品種が従属品種にあたるのでしょうか。第2章の育成者権の効力のところに従属品種があるわけですが、この規定がなかなか難しい、何か方向性みたいなものはできているのでしょうか。

○法令担当専門官 この従属品種につきましては、一般の方々からもそのようなご質問をよく受けることが多くございますが、私どもとして法律をつくった際の制度趣旨みたいなことを若干申し上げますと、結局、登録品種自体、その元になった品種をつくること自体が非常にそれなりに育種コストもかかり、その育種の努力も必要であると。その登録品種を作ったその人の努力に、いわばただ乗りをするような形で、ほんのごく一部を変化させただけで、別の品種としては成立はしているのかもしれないけれども、元の品種の方の努力にただ乗りするような形の品種は、少なくとも従属として認定していいのではないかと。

その中で、では判断基準として特性が何個違えばいいのかどうかというふうなことをよくご質問を受けるわけです。例えば、では1個違えばいいのかというふうなことでご質問を受けるわけですが、仮に例えば1個違って2個違って、元の品種と、いわば競業商品になっているような形で、ほんのごく一部を変化させただけで全然違う品種になっているような品種みたいなものについては、最終的には結局、総合的な評価になると思うんですけれども従属品種になる可能性がある。これに対して例えば2個違っていても全く違うような品種としてただ乗りじゃない、これはちゃんとした作ったものであると認定できるものであれば、それは従属にならないんじゃないかなと思われれます。

よくパンフレットでは、赤い花を黄色にしただけのような、そういった品種を掲げておりますが、それはもうだれが見ても従属だろうというふうには思うわけなんですけれども、そうではなくて、赤から黄色だけじゃなくて、もう少しちょっと違ったものであったとしても、一般需要者から見れば、これは多分元の品種の、いわばちょっと違った形というか、言葉は悪いですがけれども、イミテーションみたいな、そういった品種であればそれは従属じゃないかなと、こう思っているんですが。

ただ、これがこうだというふうなことを、私からなかなか具体例で申し上げても、まだ本当は実際のところ最終的に裁判所の方でも従属品種だと認定された例もありませんので、なかなか具体例がこうだというのは申し上げにくいかなと思います。

○分科会長 よろしゅうございますか。余りはっきりしたお答えにはならない。

従属品種の育種方法というのが4つに限定されてございますね。マニュアルです。12 ページのところにも四角枠でありますけれども、ですから、こういう4つの育種方法のどれかを用いて新品種を育成した人は気をつけなければいけないということだろうと思います。

ほかにいかがでございましょう。

○委員 例えば、枝変わり有的时候において、私も現地調査に行きますと、そういうのたくさんあります。そのとき問題になりますのは、やっぱり1 つ、2つ。枝変わりの場合は、従属品種に当たると思うんですけれども、今、登録されている枝変わり品種等もたくさんあるわけですね。枝変わり品種というのは、また枝変わりを起こしやすい性質がありますから、登録した品種等も次々にまた出てくるような気がするんです。そうしますと、ここに書いてあるだけで ちょっと難しいかなという感じがします。

どうかな。例えば、カキなんかあったら、ジロウってカキありましたね。それから、マエカワバシジロウというのが出てきて、それから次々にいろんなものが出てきたりします。そうすると、途中のやつ、枝変わりしたものを登録品種として扱っていると、今度、次々に生じてきちゃうので難しいかなという感じが します。

ただ、参考意見です。

○委員 ここで申し上げるようなことと違うのかもわからないんですけれども、ずっと気になっていたことなので質問させていただきたいんですけれども。

実は、新しい品種を作って、それを登録し、その権利を保護するということまではよくわかるんですけれども、その新しく作ったものを利用する場合に注意しなければならないことというのはたくさんあるような気がするんです。権利の問題とか、そういうこととちょっと違います。

具体的に申しますと、例えば他殖性の穀物、もっと具体的に申しますと、私、ソバに関係しているんですけれども、ソバの場合ですと新しい品種を つくって栽培いたしますと、古いものと混じってしまうわけなんです。混じりますと、新しい品種もだめになるし、古いのもだめになってしまう。もし、新しい 種をいつでも更新していくだけの収益があるような作物ですと、それで農業が成り立っていくわけですが、そばの場合にはそれだけの収益がございません ので、結局は新しい品種と古い品種が混じってしまって、これまでずっと長い間育ててきた在来種の特性というのもだめになるし、新しいのもだめになるしというのを繰り返しているようなところがあるんです。

実は、どこかがそういうことに対してある程度の規制をするなり、教育するなり、努力というのが、どういふところがかかわって、変な言い方なんですけれども、かかわって

くださっているのか。農家の方から困った困ったというメールが来たり、それからおそば屋さんとか業者の方々から、さんざん研究するからだめなんだとめっちゃくちゃ文句を聞いたりというふうなことなんです。

変な質問で申しわけございません。

○法令担当専門官 すみません。ちょっと私もソバというのはよくわからないんですが、登録品種との兼ね合いで申し上げますと、その登録されている品種について、それを植えてですね、実は、九州の方でもご質問、1回あったんですけども、イグサもどうやら何か種になった瞬間に他家受粉を起こして別の品種になってしまうといった場合に、それが登録品種の効力として及ぶのかどうなのかというご質問を受けたことがあるんですね。

そういった品種を、実はこういう特性を持った品種ですよという形で登録されているとすれば、その他家受粉を起こして別の、どう見ても明らかに登録されている特性とは違うような品種になってしまっているものであれば、それは法律的に言うとなんら効力はないという話にはなるんだろうと思うんです。ただ、一般的にも、他家受粉を起こして別のような品種になっているものを、実際その次に植えたって、多分その所期どおりの効果は得られないものですから、そんなものを植えても仕方がないので、そんなものからお金をもらってもいいのかという話にもなるんじゃないかと。

そういうことからしますと、その九州の農政局の方では、それは一般的には種苗として登録されているものであれば、その種であろうと苗であろうと、それは保護は受けるかもしれないけれども、他家受粉を起こして別の品種になっているものでは、それはもはや効力は及ばないとした方がいいんじゃないかな。そうでないと、やっぱり流通に混乱を来すんじゃないかなと思いますので。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが。

あと、指定種苗の方はちょっと、今、ぴんと浮かばないんですけども、種苗法には、実は適正な流通を確保するために、例えば品種の純度について何%とか、そういったものが実は定められているんですけども、ソバが今あったかどうかというのは、産業班にちょっと聞いた方がわかるんです。

○種苗課長 ちょっと話が、違う答えかもしれませんが、今おっしゃったのは変な新しい品種がなければ、古い品種もそのままおれたのにといいことじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員 多分そこまで言っている人はないと思いますけれども。でも、似たようなことかもわかりません。

○種苗課長 生産物の価格が相当高ければ、おっしゃったように毎年、種を更新するとか、稲なんかですと二、三年に1回は更新するということで指導もしているんだと思いますけれども。ソバの場合は安いものだから、そんなに更新できないで自家サイクルでいっているでしょうし、その結果として起こってくるので、ちょっと種苗課サイドで

答えにくい話なんです。生産対策をきちんと進める上で、現地でもっていかに混ざらないような栽培方法をするかということ、あとは申し訳ないんですが混じってくると、いい種子に更新していただくしか手がなにかなと思うんですがね。そこは、ちょっと価格の方で難しいのか と思うんですが。

○委員 それに稲だったら自殖性で、完全自殖でないとしても、自殖のものであれば、ほぼ完全に特性が保てるんでしょうが。あるいは、またほかにもあるんじゃないでしょうかね。

○法令担当専門官 すみません。先ほどのお答えの続きなんです、その指定種苗制度というのが実は種苗法にごさいまして、例えば種ですと、こう いった純度は何%以上のものは流通させてはいけませんというのが あるんです。実は、ソバは純度の中で、こう いった何%以下という、一応こう いう種について は何%と指定はされているんですが、ソバは実は入っていないらしいんです。

○分科会長 何か事務局の方で、なお補足することがございますか。

○種苗管理センター所長 先生のおっしゃるのは、新しい品種との交雑みたいなところかなと思うんですね。育種によって環境影響を及ぼすようなものについてどう考えるかということを含んでおられるのかなという気がいたしました。特に、これから出てくるかもしれません、遺伝子組換えによる育種、その一番の問題は環境に影響がどうあるかと、それがほかの植物にどう影響するかということが大変大きな関心事というか問題意識になっているわけでごさいますので。その従来版が、今、先生おっしゃったようなところの問題なのかなというふうに感じました。現時点での対応としては、きちっとした種苗管理をして、今、課長おっしゃったような、必要なときにはきちっとした品種の種を供給でき更新できるようにしておくというのが、まず1つは必要かなというふうに 思っています。

○委員 私がさっき言ったのは、従属品種だったやつが登録されているわけですね。それですから、今度は逆に原品種は何かということを決めないとうまくいかない。

○法令担当専門官 実は、枝変わり の件なんですけれども、単なる枝変わりだからといって、すべて従属品種に当たるというわけではないというのは、多分ご承知おきだ と思うんですが。かといって、では従属品種としても品種登録の要件を満たしている 以上は種苗課でも登録していると思うんです。さらに 付加して申し上げますと、では種苗課が従属品種だというふうに認定しているのかということ、これまたご質問よく受けるんですが、そこは実は認定していない んです。それは、従属品種だというふうに主張する人が、例えばその品種の出願の閲覧というのがございます。閲覧謄写の制度でごさいまして、その閲覧謄写の 制度で、その親品種が一体何なのかということ を、大体、多分、枝変わりであれば育成の経過というところの欄で書いてござい ますので、そのところを参考に していただいて、親品種が一体どれで、そこで親品種の登録品種と、別に従属品種の育成者が違う場合は、そこで多分交渉していただくのか

など。もし、交渉がうまくいかないときには、最終的に裁判所で認定されると。裁判所で認定されることによって、公的に初めて従属品種というふうになるのかなと思います。ですから、種苗課の方で、これが従属品種だというふうに認定しているわけではございませんので、そこのところよろしくお願ひしたいと思います。

○分科会長 ほかに何か。

○委員 13 ページの記事を読んでいますと、私も理解していたわけですがけれども、花の場合、花色が違うだけで非常に商業的な価値が上がるということがございます。ですから、生産者、出願者の方も、かなり色違いだけで出すということが多いのではないかと思うんですが、それは置いておきまして。

ここ一年半以上たっているわけですがけれども、その間に花色の違い、または枝変わりとして出てきた品種と思われるもので、却下されたものとか、取り消したのものとか、そういう従属品種として認定されまして取り下げたようなものがあるんでしょうか。

○法令担当専門官 最初のちょっと私の説明があれだったのかもしれませんが、従属品種というものは登録品種に主として由来しているんですけども、その一部の特性は変化しているんですが、元の品種とは別の品種としてきちんと区別性がある品種でございます。ですから、その品種について均一性とか安定性といった、いわゆる単一世代間で安定していること、次世代でちゃんと形質があらわれることという、この要件を満たせば従属品種であっても登録はできるんです。

それを前提にしてご説明いたしますと、例えば先ほど花色だけが違っているというふうなものについて却下された、あるいは拒絶された例がないかというご質問ですが、その花の色が完全に違っていれば、それは明らかにその品種とは区別性、いわゆる対照品種とは区別性があるということでございますので、それはもちろん登録されると思うんです。ですから、花色で、本当はよく似ている事例も実はあるんですが、それだけで拒絶、あるいは却下されたという事例はございません。

先ほど来、繰り返し申し上げますが、従属品種というふうに種苗課の方で認定しているわけではございませんので、区別性、安定性などの要件だけを粛々と判断しているというところでございます。

○委員 観賞植物は関係ないんですけども、食品になっているもので、遺伝子組換えでできた植物が、これはもう品種として日本では登録できるんですか。

○法令担当専門官 遺伝子組み換えとして別の品種に遺伝子を導入して新たな品種をつくったとして、その品種が先ほどから申し上げます区別性、安定性などの要件を満たせば完全に登録することができます。

登録された事例があるかというのは、後ろの登録班にちょっと聞いてみます。

○事務局 先ほどちょっとご説明ありましたように、品種登録の要件の中には遺伝子組換えであるとかないとか、そういうものは入ってございませんので、そういう遺伝子

組換えによって新しいものができたとしても、それは出願していただいて、そして多種の要件があれば登録できるということでございます。

ただ、ご案内のとおり幾つかのステップを踏んでですか、遺伝子組換え植物、世の中へ出てくると思いますので、例えば食べるものであれば当然安全性が確認されていなければなりませんでしょうし、それから食べるものでなかったとしても、外の、いわゆる圃場に出せるような状況のものでなければ、私もが審査するというのもできないわけでございますから。まだ、実験室の中にあるようなものであるとか、そういうものではなかなか物理的に審査が進まないという状況はあるかと思えます。

それで、ちょっと具体的なもの、登録されたものとすれば、ご案内のとおり花の色のちょっと変わったカーネーションがございます。そういうようなものが、一部登録されたものはございますけれども、まだたくさんあるというわけではございません。

以上でございます。

○事務局 ちょっと、1点だけ誤解があるようですので、補足説明をさせていただきます。種苗法というのは権利法という構成をしておりますので、あくまでも従属品種の判定を含め個別の権利者がみずから主張することが必要です。その後は最終的には裁判所で判断されることとなります。このような基本的な制度の仕組みについてご理解をいただければと思います。

補足まででございます。

○委員 安定性が確立してから登録されるという条件がつくわけですね。というのは、ちょっと私、有機栽培の方で関係しているので、遺伝子組換えでできたようなものは、有機栽培では認められないんですよ。これは日本にはまだ認められていないということを知ったものですから、日本でそういうものが既に認められたものがあるかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。

○法令担当専門官 それはないということだそうです。先ほどご紹介いたしました花のカーネーションのみでございます。

○分科会長 大変重要な問題です。

ほかに何か。

○委員 自分たちの関係する分野の話なんですけれども、もしこの種苗登録にケシのような麻薬植物の申請があった場合に、その申請は受理されますでしょうか。あるいは、厚生省との協議になるとか、そういうことでしょうか。

○総括審査官 今のご質問ですが、確かにケシなど非常に問題ある。悪用されると問題ある植物ですけれども、種苗法の世界ではそういう出願があれば、きちっとした様式が整っておれば審査に入り、区別性等を判断した上で、認めることができるということになります。栽培することは厚生省絡みとか、いろいろあるんですけれども、ほかとの関係は種苗法の世界では考慮していないというか、審査の時点ではしていない。

○法令担当専門官 私から、ちょっと補足的にご説明いたしたいと思うんですけども、特許の世界では公序良俗に反するようなものはだめだというふうなものはたしかあったと思うんですけども、種苗法では特段そういう規定もございません。ただ、登録されて、実際の実施に、実施というか利用するときには、当然、厚生労働省の所管の麻薬及び向精神薬取締法とか、あのあたりの許可があって初めて利用することができるようになりますので、実際そのあたりも兼ね合いになるのかなと、そういうふうには思っておりますけれども。

○総括審査官 実際に登録されたものの中に、今までで、これは全然逆の話になると思うんですが、あさが1件登録をされております。ただし、これは大麻成分であるカンナビノールが逆にほとんどないというのが特徴になって登録されているということなんです。その場合も特段そういう麻薬等とか大麻取締法、そういうものとの関連性は全然関係なしに、植物として、新品種として認められるかどうか、これだけが判定基準ということでございます。

○分科会長 よろしゅうございましょうか。

これまた大変重要なことですね。

○委員 このグリーンの登録品種のマニュアルの1ページおよび資料1の農業資材審議会についての種苗法の3ページに書いてあるところについて一度気になって意見を言いましたが、もう一度述べさせていただきます。まず、マニュアルの1ページの2の保護対象植物で2行目から3行目に当たるところで「政令で指定された22種類のきのこの新品種である」と農林水産植物の規定をしています。一方、資料1の種苗法の3ページの第2条では、同じところにあたる表現として「多細胞の藻類」以下のところで「その他、政令で定める植物」としています。キノコに関してはマニュアルの表現の方が、正確であると思います。種苗法の対象植物としてキノコに対する取り扱いは別にした表現の方がより正しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○法令担当専門官 すみません。なかなか鋭いご質問で、ちょっと私もどういふふうにお答えしていいのかわかりませんが、恐らくこの規定ぶりには、特に法律につきましては、旧種苗法の時代からこういう文言を使っておるところでございまして、何ゆえそのキノコが問題になるかというところでございますが、実際、種菌という菌は、特許でも実際保護しているというか、実際特許の実例もございます。その中で、特許法と種苗法のすみ分けをどうしたらいいのかという中で、恐らく植物界における定義づけと、その法律の定義づけの中で、若干すり合わせをしている間に、こういうふうな形になったのではないかとはいふうちに私は推測しています。

○分科会長 それでは、ほかにはないでしょうか。

最近、時々、新聞で記事を見かけるのですが、特に中国、それから韓国あたりで栽培された野菜類ですね、日本に多く輸入されるようになったということなのですね。そういった事柄と、それから種苗の保護のかかわり、つまりそういった野菜の輸入が、

日本の野菜の育成者権を侵害することがないのかどうかといったような問題になるかと思うのですが。そのあたりのこと、現在の状況はどうなっていますか。その対策について、どのように考えているのか。

○種苗課長 今の状況を申し上げますと、中国、韓国から最近特にネギの、中国からはネギですね、韓国からはトマトというようなものが急に増えてきたと。それで、日本の価格が大きく下がったということで、セーフガードの発動が求められまして、今現在、ネギ、それからシイタケ、イグサ、この3つについてセーフガードを発動するための調査に入っておる状況で、近々、その結果がまとまる状況でございます。

種というのも世界的な戦略の中で動いているものですから、これを一方的に止めるわけにもいかないと思います。しかしながら、日本の生産者の方が、ものが入ってくることによって大変な状況に陥っていると。こういうことも事実でございますので、今、種苗業界として国内産地を守るために何ができるかというようなことを検討いただいております。

種苗業界の皆さん方には、種苗法とは別の世界で、日本の農家の皆さんがよいものが作れるようにいい種を出してください、出しましょうというふうなこと。そして、いい種を使って日本の農家の方にひとつ頑張ってもらいたいというふうなメッセージになるのかなと、私どもでは考えております。

セーフガードをめぐることは、これから本格的な議論になろうかと思いますが、農家段階での強い要望、それを受けて農水省としては今動いておると、こういう情勢でございますが、むしろ委員の方からご意見があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○分科会長 いかがでございましょう。

○委員 今、種苗課長の方からお話があったとおりで、やはり野菜の自給率、食糧の自給率、今、全体で40%なんです、野菜が83%、90%以上あったんですが、83%まで落ちて、ここ数年なんですね、野菜の輸入が急増しているというのは。昔は、いわゆる端境期とか、台風被害で緊急にとかいうのが中心だったのが、今、恒常的に中国、韓国から入ってきて、かつ急増しているということで、野菜農家はこのままではつぶれるという状況で。昔ですと、豊作で下がっても翌年上がって、上がったたり下がったりで何とかやっていたのが、恒常的に、洪水的ではちょっと困るよということでして。野菜農家は米と違うといえますか、米は兼業しながらもある程度はできるけれども、野菜の場合、やっぱり販売農家は専門的にやっているものですから、そういう意味では、より打撃も大きいし、なくなってしまったら本当に困るという状況なものですから、何とか適正な量にしてほしいなど、洪水的なやつは困るなということで、セーフガード発動を求めているという状況です。



消費者の方によるアンケートをとると、できれば国産を食べたいと。価格差は2割から3割ぐらいというのがあるわけですが、そういう消費者の要望にこたえていくというのが、我々のこれからの仕事かなというふうに思っておるものですから。

その辺、ご理解をいただきたいというのが我々の気持ちです。

○分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か。

○委員 今の話に関連しまして、私、ちょっとキノコをやっているものですから、シイタケなんか随分、もう随分昔からものすごい中国からの輸入で、随分つぶれた生産者が非常にたくさんあったわけですね。その後、何か国内と国外の何とか仕分けをしようというふうな話があったりしたんですが、例えば輸入品について、例えば農薬がどのぐらい使われているとか、そういったことを国でもって判断するとか、そういったような動きといいますか、そういったようなことは可能なんでしょうか。そこら辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○種苗課長 今、食品の方は厚生労働省の方で残留性についてチェックはしております。そこでのチェックはできるんですけれども、一説には、日本で規制のある農薬、チェックしている農薬と、実際に使われている、使っていると思われる農薬の数が違うとか、消費者団体からいろんなご意見もございますので。食品の安全性という観点でのチェックは、当然のことながらやっておりまして、それをクリアした形で入ってきておるはずですよ。

○委員 ただ、国内と国外の個別性みたいのをつけるとしたら、国内の方が大変少ないんだとか、そういうデータが、許容された範囲内でも差があるというようなデータが出れば、かなり国内品を買うようになるんじゃないかなという気もするんですけれども、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○種苗課長 許容された範囲の中であれば、多い少ないという議論は恐らくは、厚生労働省の方ですけれども、余り議論としてできないんじゃないかなという感じがひとつつきますのと、気候的に見て、日本はこういう雨の多い、温度の高い雨の多いところですから、余りやりますと農薬について見ても、日本の方が作りにくいような部門もないことはないと思うんですね。ですから、言い過ぎると天に向かってつば吐くことにもなりかねないし、やはり顔の見えるというんですか、産地がこういうふうにやっていますというのを見て、信じて買うと。ですから、国産であれば、わかっているから間違いないだろう、こういう世界じゃないかなと思います。

○審査室長 原産地表示によって、消費者が選べるようになれば、国産が買ってもらえるようになる面もあります。ただ、消費者の本音、建前もあると思います。

○委員 価格が随分違ってしまうと、それは安いのを買ってしまうというのもあるのではないかと。

○種苗課長 原産地表示の方は、去年から大幅に強化しまして、かなり細かく原産地表示はされるようになってはきております。ただ、新鮮野菜なん て巻いてあって、外国で新鮮野菜って巻いてくるそうですから。日本語で書いてあるのはだめだそうです。多分、最近ではJAさんの方で、どこの農協だよという ふうな表示がかなり増えてくると思います。

○分科会長 ほかに何かご発言ございませんか。

もし、ありませんようでしたら、そろそろ時刻がまいりました。まことに、議論も尽きないところでございますけれども、これでフリートーキングを終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から何か連絡事項はございませんか。

○種苗課長 今日は、資料3を細かくご説明いたしませんでした。去年の暮れにご説明させていただいたものがほとんど同じでございますので、ご説明いたしませんで初めての委員の先生方には誠に申しわけございませんでした。後をもって資料をご覧いただきたいと思いますが、この資料の後ろの方、10 ページをおあげいただきたいと思いますが、現在、新しい種苗法になってから新規植物といたしまして、今までの審査基準になかった作物が、植物がいっぱい出 願されてきております。これがいっぱいあるものですから、今、基準づくりに鋭意努力しております、なかなか時間がかかっておるのが現状でございます。このへんの種苗法に基づきます、どういうふうな形質を審査しなきゃいけないかという「重要な形質」ということを、この分科会の方でご審議いただくことになってございます。今お手元にあるようにたくさんございますので、これから鋭意基準を作ってまいります。その中で、この分科会でご審議をお願いしたいと考えております。

そういうことでございますので、13年度中にも10種類を越える植物の「重要な形質」について、今後ご審議をいただきたいと考えております。できれば、まとまったところで毎年1回は最低でもお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○分科会長 それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。どうも大変ありがとうございました。

閉 会